

記載要領等	被災価額の異動届出書
-------	------------

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法施行令第 40 条の 5 の 3 第 7 項の規定による所轄税務署長の承認（以下「災害承認」といいます。）を受けている相続時精算課税適用者が、この災害承認を受けた災害に係る土地又は建物の被災価額（租税特別措置法施行令第 40 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に規定する被災価額をいいます。以下同じです。）に異動を生ずべき事由（以下「異動事由」といいます。）が生じた場合において、一定の事項を記載し、添付書類とともに税務署長に届け出るために使用してください。

なお、この届出書は、異動事由が生じた場合に、遅滞なく、関係書類を添付して提出する必要があります。

《記載要領》

- 「1 特定贈与者に関する事項」及び「2 承認に係る土地又は建物に関する事項」には、災害承認を受けた土地又は建物に関する事項及び災害が発生した日等について記入します。
（注） 「地目（構造）」欄及び「面積（床面積）」欄については、贈与の時における現況を記入します。
- 「3 被災価額に異動を生ずる事由」には、異動事由の詳細について記入します。

《提出先》

この届出書は、災害承認を受けた災害に係る土地又は建物を特定贈与者からの贈与により取得した相続時精算課税適用者の贈与税の所轄税務署長に提出する必要があります。

《その他》

- この届出書の提出による所轄税務署長の再承認（又は承認の却下）はありません。したがって、この届出書を提出した場合であっても、所轄税務署長から異動事由に基づき再計算した被災価額が通知されることはありません。
- 特定贈与者の相続に係る相続税の課税価格に加算又は算入される土地又は建物の価額から控除される被災価額は、この異動事由に基づき再計算した被災価額により計算した金額となります。
- この再計算した被災価額が、この被災価額に係る土地の贈与の時における価額又は建物の想定価額の 10 分の 1 を下回ることとなった場合には、承認を受けた災害に係る土地又は建物であっても、相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措置法第 70 条の 3 の 3）の適用はありません。